

# 表彰規定

## (趣旨)

第1条 この規定は、自治会法人松葉町自治会(以下、「自治会」という。)活動・地域文化の向上等に功労のあった者又は広く会員の模範となる者を表彰することに関して必要な事項を定める。

## (種類)

第2条 表彰は、個人及び団体表彰とする。

## (個人表彰)

第3条 個人表彰は、次のとおりとする。

- (1) 自治会活動に功労のあった者
- (2) 松葉町の文化向上に功労のあった者
- (3) 広く会員の模範となる者

## (団体表彰)

第4条 団体表彰は、次のとおりとする。

- (1) 自治会活動に功労のあった団体
- (2) 松葉町の文化向上に功労のあった団体
- (3) 自治会活動の模範となった団体

## (表彰の方法と時期)

第5条 表彰は、役員会において決定し、定期総会において表彰状と記念品を贈呈する。

## (再表彰)

第6条 この規定により、すでに表彰を受けた者であっても、更にこの事項に該当した場合は、重ねて表彰することができる。

## (委任)

第7条 この規定に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は役員会において決定する。

## 附 則

この規定は、昭和58年4月17日から施行する。

## 附 則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

## 慶弔規定

(趣旨)

第1条 この規定は、会員の慶弔及び見舞について必要な事項を定める。

(祝金)

第2条 会員に新生児が誕生したとき、祝金を贈るものとする。

(祝金の額)

第3条 祝金の額は、新生児1人につき5,000円とする。

(弔慰金)

第4条 会員が死亡したとき、弔慰金を贈るものとする。

(弔慰金の額)

第5条 弔慰金の額は、5,000円とする。

(報告)

第6条 組内に第2条及び第4条の該当者が出たとき、組長は速やかに所定の書類に記入し、会長に報告する。

(見舞)

第7条 会員が災害を被ったときは、見舞金等を贈ることができる。

(委任)

第8条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、役員会の承認を経て、そのつど決定することができる。

附 則

この規定は、昭和58年4月17日から施行する。

附 則

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成24年6月29日から施行する。

附 則

この規定は、令和5年4月1日から施行する。